



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 10 番 2 号  
グランド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社  
代表取締役 佐藤 明彦  
(コード番号：8783)  
問い合わせ先 取締役 松浦 一博  
電話 03 - 5532 - 1031

## 従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記のとおり、当社の従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社は、当社の従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 本総会においてその決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記（3）に定める内容の新株予約権 100 個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、100 株を上限とし、下記（3）により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
  - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容  
新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1 株とする。  
ただし、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。  
また、決議日後、当社が資本金の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。  
なお、上記の調整の結果生じる 1 株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本金の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月29日から平成27年6月28日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。

#### 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

・新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 譲渡による新株予約権の取得についての制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）

の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記 に準じて決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項  
上記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 新株予約権の行使の条件

- ・ 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社もしくは関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める「関係会社」をいう。）の従業員または取締役であることを要するものとする。
- ・ その他の行使の条件は、当社取締役会の決議により募集事項の決定の際に決定し、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

以上